

令和3年度 第2回 有田区地域協議会  
次 第

日時：令和3年7月19日（月）午後6時30分～  
会場：カルチャーセンター ミーティングルーム

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【諮問事項】

- ・上越市教育プラザ多目的ホールの廃止について

【協議事項】

- ・自主的審議事項について

4 その他

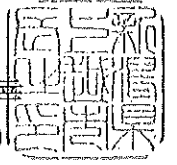
5 閉 会



上教総第3116号  
令和3年6月2日

有田区地域協議会  
会長 熊木敏夫 様

上越市長 村山秀幸  
(教育委員会教育総務課)



上越市教育プラザ多目的ホールの廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第28号 上越市教育プラザ多目的ホールの廃止について  
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

若者の居場所 (Fit) を上越市教育プラザ多目的ホールに常設するため、同室を公の施設として廃止することに関し、有田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



北部まちづくりセンター

別紙

現況	諮問内容				
<p>1 目的 市民の生涯学習及び文化交流の場を提供することにより、生涯学習活動の推進及び文化の振興を図り、もって活力ある地域社会の形成に資するため、教育プラザを設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市教育プラザ（下門前1770番地）</p> <p>3 施設 多目的ホール</p> <p>4 利用時間 午前8時30分から午後10時まで</p> <p>5 休館日 年末年始（12月29日から1月3日）</p> <p>6 使用料</p> <table border="1" data-bbox="241 1141 1102 1236"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料（1時間あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>570円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料（1時間あたり）	多目的ホール	570円	<p>1 廃止予定日 令和3年12月1日</p>
施設名	使用料（1時間あたり）				
多目的ホール	570円				

※ 施設概要等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・配置図については参考資料2のとおり、若者の居場所（Fit）については参考資料3のとおり

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市教育プラザ研修棟
- (2) 所在地：上越市下門前 1770 番地
- (3) 建築年月：昭和 57 年 3 月 1 日（旧新潟県立直江津工業高校）
- (4) 構造物：鉄筋コンクリート造 3 階建
- (5) 管理形態：直営
- (6) 使用料：多目的ホール 570 円（1 時間につき）
  - 研修室 780 円（ ” ）
  - 大会議室 680 円（ ” ）
  - 中会議室 350 円（ ” ）
  - 小会議室 240 円（ ” ）

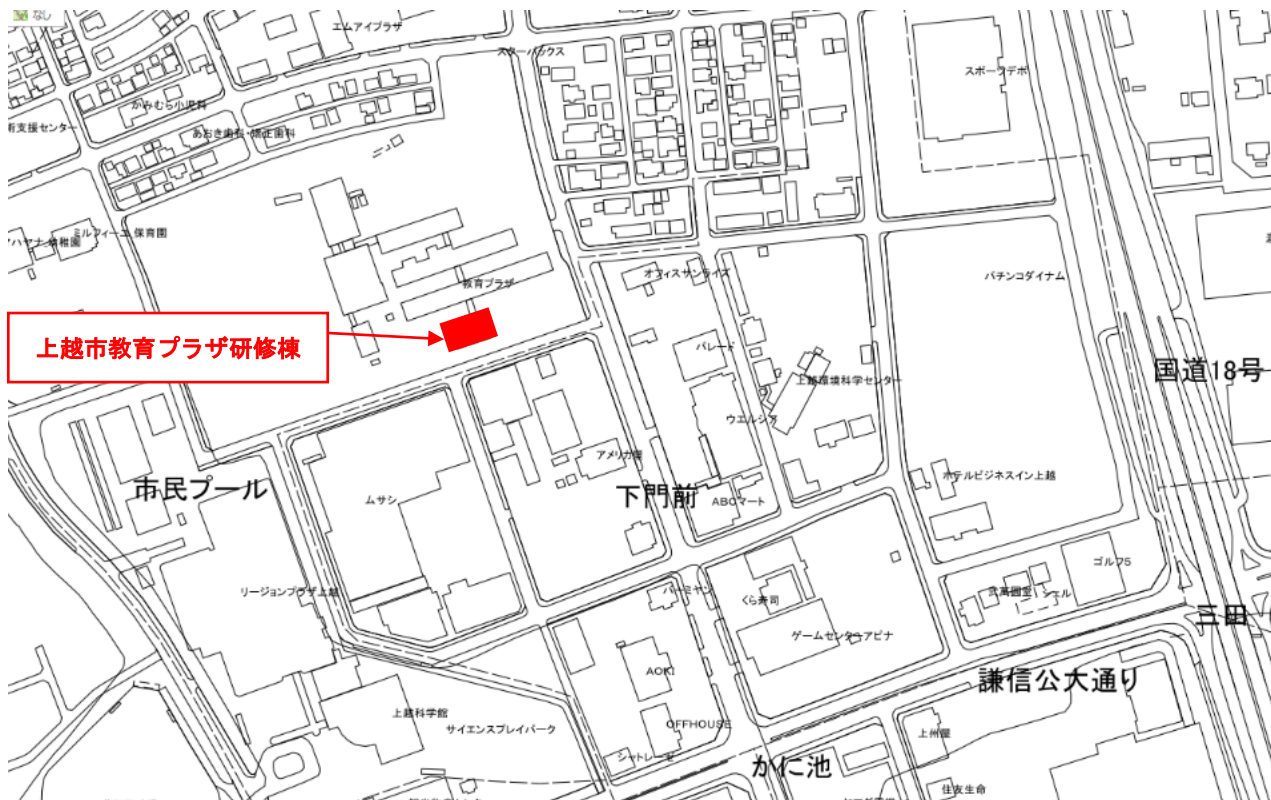
2 貸館利用日数（平成 28 年度～令和 2 年度）

施設名	定員	H28	H29	H30	R1	R2
多目的 ホール	24 人	282 日 (一般： 2 日) (市：280 日)	64 日 (一般：10 日) (市：54 日)	/	/	/
研修室	90 人	129 日 (一般：78 日) (市：51 日)	160 日 (一般：89 日) (市：71 日)	205 日 (一般：81 日) (市：124 日)	211 日 (一般：87 日) (市：124 日)	256 日 (一般：70 日) (市：186 日)
大会議室	81 人	278 日 (一般：147 日) (市：131 日)	287 日 (一般：165 日) (市：122 日)	353 日 (一般：124 日) (市：229 日)	379 日 (一般：100 日) (市：279 日)	399 日 (一般：115 日) (市：284 日)
中会議室	24 人	340 日 (一般：231 日) (市：109 日)	356 日 (一般：219 日) (市：137 日)	396 日 (一般：219 日) (市：177 日)	412 日 (一般：191 日) (市：221 日)	363 日 (一般：1 日) (市：362 日)
小会議室	18 人	307 日 (一般：208 日) (市：99 日)	363 日 (一般：229 日) (市：134 日)	409 日 (一般：264 日) (市：145 日)	490 日 (一般：293 日) (市：197 日)	519 日 (一般：304 日) (市：215 日)
<b>【参考】</b> 延べ利用人数		31,441 人	30,009 人	33,187 人	37,297 人	29,464 人

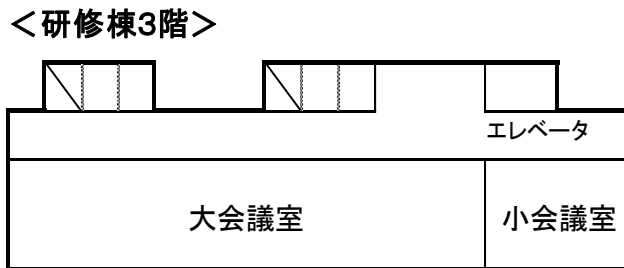
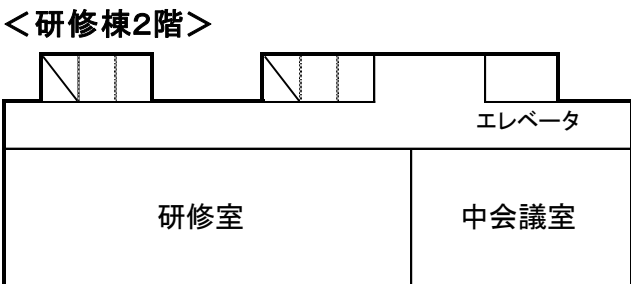
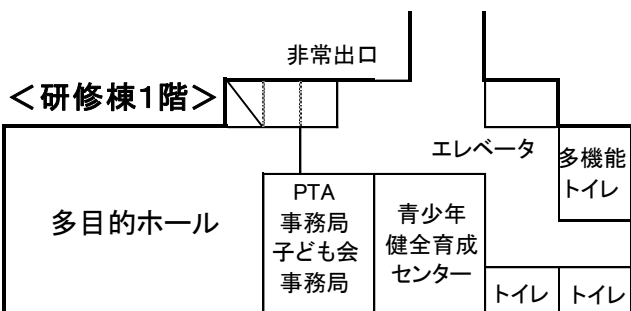
※（ ）内の「一般」は市民等の利用日数、「市」は市事業での利用日数

※多目的ホールは、平成 29 年 8 月 21 日から市役所木田第 2 庁舎の火災により企画政策部交通政策課の仮の執務場所として使用しているため、市民等の利用を休止している。

<位置図>



<配置図>



## 若者の居場所 (Fit) について

### 1 開設目的

義務教育終了後に困難を抱えて方向性を決められないでいる若者に寄り添い、自立に向けて課題解決に取り組む教育的支援の場として居場所 (Fit) を設置する。

### 2 開設日

令和2年5月11日 (月)

### 3 居場所 (Fit) の運営

#### (1) 場所

教育プラザ 研修棟 2階中会議室

#### (2) 時間

午前9時～午後5時 (月～金曜日) \*土・日曜日、祝日は閉所

#### (3) 対応

- ①通所者の活動支援・・・生活設計づくり、活動観察、助言、観察
- ②電話相談への対応・・・相談対応、面談予約受付、日程調整、記録
- ③外部機関連絡調整・・・通所者対応について外部機関と協議
- ④通所者対応の準備・・・居場所の整備、必要物の作成、活動の準備

#### (4) 役割 (居場所での活動等を通して)

- ・家庭外の空間・時間・生活の場所と位置付ける。(来所に意味がある。)
- ・寄り添い、将来への目標をもつ手助けをする。(生きたいという意欲を高める。)
- ・生きるために他の手助けを受ける勇気を育てる。(生きる手立てを学ぶ。)
- ・社会からの孤立を防ぐ。(誰かとつながっている安心感を持たせる。)

## (4) 諮問・答申

### ○諮問・答申とは

諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

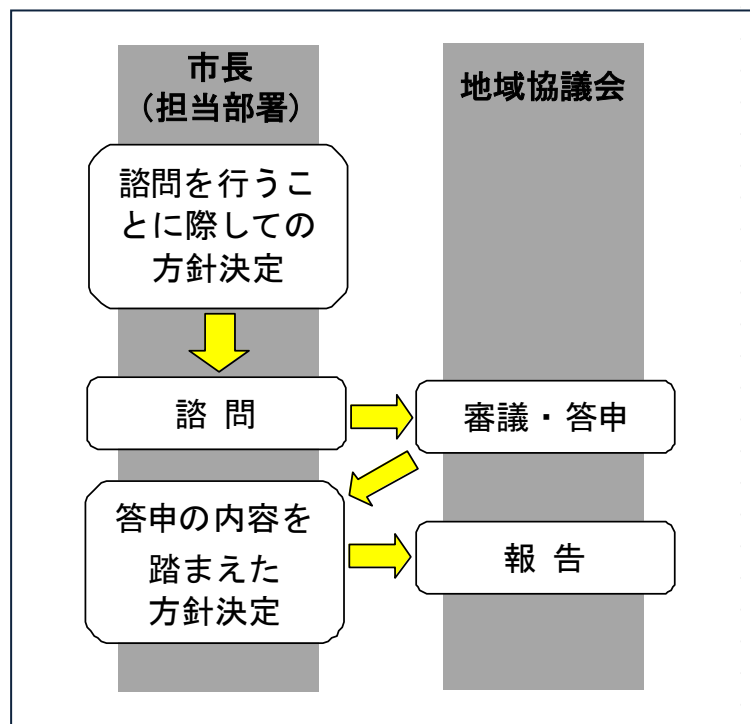
具体的には、区内の重要な公の施設（集会施設など）の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などに、地域協議会に市長が諮問します。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える（附帯意見）ことができます。なお、その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すこととなります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な行政改革の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

図8：諮問・答申の流れ



## ○どのような基準で諮問が行われるの？

条例の規定に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

### ◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
  - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
  - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

なお、運用上、次の事項については、諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定
- ・公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止、指定管理者の更新
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更

## ○諮問・答申のポイント

### ■ 諮問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聴くものです。

諮問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非や良し悪しを聴くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

### ■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に諮問することはありません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に諮問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ諮問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を話し合う役割を担っているためです。

### ■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。



